

靈感商法等の悪質商法により個人の意思決定の自由が阻害
される被害に関する実効的な救済及び予防のための立法措
置を求める意見書

2023年（令和5年）12月14日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

靈感商法等の悪質商法においては、個人の価値判断の基準そのものを不当に変容させる勧誘手法が用いられることで、個人の思想良心や信教の自由が侵害され、継続的な寄附等の深刻な経済的被害をもたらすことが多い。しかし、現行の法制度ではこの被害に十分に対応できていない。そこで、当連合会は、国に対し、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」という。）及び消費者契約法の改正を求める。

具体的には、不当寄附勧誘防止法においては法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの、消費者契約法においては法人又は事業者による靈感商法等の勧誘手法に着目し、それぞれの法の性質及び仕組みに応じて、不当寄附勧誘防止法及び消費者契約法に以下の趣旨の規定を設ける立法措置を行うことを提言する（以下、両法の規律の対象となる者を合わせて「法人等又は事業者」という。）。

1 正体や目的を隠した勧誘の禁止

- (1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘に先立って、寄附の勧誘を受ける個人に対し、勧誘者の氏名、法人等又は事業者の名称その他当該寄附の勧誘を行う法人等又は事業者を特定するに足りる事項、宗教団体による勧誘である場合にはその旨を明らかにしなければならない。また、寄附の勧誘に先立って、法人等又は事業者への寄附を勧誘する目的（法人等又は事業者並びに法人等又は事業者の関連団体に加入した後に寄附を勧誘する目的を含む。）を隠蔽するなど、寄附される財産の用途について寄附者に誤認させてはならない。
- (2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。

2 助言の機会を奪うことの禁止

- (1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて相談を行うために当該法人等又は事業者以外の者に連絡することを妨げ又

は相談できない心理状態を意図的に作出してはならない。

(2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。

3 寄附の勧誘を受ける個人が合理的に判断することができない事情があることを利用するなどの不当勧誘の禁止（「つけ込み型不当勧誘」の禁止）

(1) 法人等又は事業者は、寄附の勧誘を受ける個人の困窮、経験の不足、知識の不足、判断力の不足その他の個人が寄附するかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用するなど、不当に勧誘してはならない。

(2) 法人等又は事業者が(1)に違反して個人に寄附の申込み又は承諾の意思表示をさせたときは、当該個人は、これを取り消すことができる。

(3) 寄附の内容について、寄附を行った個人の生活状況や資産状況等その実情に照らして、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法877条から880条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。）の生活の維持を困難にするなど著しく過大な不利益を与えるものである場合は、当該個人が寄附をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを法人等又は事業者が不当に利用したものと推定する。

第2 意見の理由

1 はじめに

靈感商法等による被害は30年以上前から社会問題となってきた。当連合会は1987年7月に「靈感商法被害実態とその対策について」、翌1988年3月に「靈感商法被害実態とその対策について（その二）」と題する意見書を公表した。これらの意見書では、靈感商法による深刻な被害が多数発生していること、勧誘手法は、被害者の価値判断の基準を不当に変容するものであることなどを分析して被害救済対策を提言した。さらに、当連合会は1999年3月26日に「反社会的な宗教的活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」を發出し、相談事例や裁判例の紹介をするとともに宗教的活動に関わる人権侵害についての判断基準を解説するなどした。

しかし、その後も同様の被害は無くならない中で、2022年7月8日に元内閣総理大臣銃撃事件が発生したことを契機に、靈感商法等の悪質商法及び宗教問題による被害の深刻さが改めて顕在化した。当連合会は、同年9月から2023年2月末まで、「靈感商法等の被害に関する無料法律相談」を実施し、被害の救済及び防止に向けた取組を行った。その相談件数は、累計で約1500

件にのぼり、長期間にわたり継続的に寄附を行い、多額の経済的損害を被ったという信者本人又は親族からの相談も多数存在した。これらの背景には、団体がその活動に参加する人の精神又は身体において強度の依存状態を作り出し、結果的に不当な金銭要求等の経済的収奪、家族関係の破壊や子どもの虐待、健全な養育の阻害などの人権侵害を引き起こしているという、いわゆるカルト問題¹が存在するといえる。

こうした一連の状況に対して、2022年8月29日から消費者庁に「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」が設置され、同年10月13日に検討会としての提言である報告書（以下「検討会報告書」という。）が取りまとめられ、同年12月に、靈感商法等の被害を念頭に置いた不当寄附勧誘防止法の制定及び消費者契約法の改正が行われた。これにより、これまで勧誘に関して特段の取決めがなかった寄附及び寄附を集める団体について一定の規制が設けられたため、今後の被害の救済及び防止に向けた姿勢を示すものとしては評価できるものの、いまだ数々の課題が残されている。

本意見書は、こうした実情に鑑み、前述した1999年の当連合会指針の発出以後に行われた司法判断の積み重ねも踏まえながら、被害の実態に即した実効性ある対応のために、代表的な裁判例で明らかとされた被害の特徴を指摘し（後記2）、現行法で対応することの限界を示した上で（後記3）、当連合会として、被害の救済及び予防のために、切実に求められる喫緊の課題として不当寄附勧誘防止法及び消費者契約法の改正を提言する（後記4）とともに、今後検討すべき課題についても指摘をするものである（後記5）。

2 対策が求められる被害の特徴

(1) 問題の所在

法人等又は事業者に対して繰り返し寄附をする等の継続的被害は、個々の出捐行為の部分だけに着目すると、あたかも自分の意思で行っているように見えるという特徴がある。すなわち、個々の出捐行為時点においては、勧誘者から欺罔的な働きかけも強迫的な言動もなされておらず、ときには自ら積極的に出捐行為に及んでいるように見える場合すらあるのである。しかし、一連の出捐行為に至った根幹にある原因は、後述する勧誘の手法によって、出捐者本人の価値判断の基準が不当に変容させられた場合が少なくない。あらゆる精神的自由の根源ともいえるべき思想良心の自由（憲法19条）や信教

¹ ここで言う「カルト問題」とは、フランス国民議会で2001年5月30日に可決成立した「人権並びに基本的自由を侵害するセクト的運動の予防並びに抑制を強化することを目的とする法律」（通称「反セクト法」）の考え方にならったものを示している。

の自由（同20条）の侵害にもつながるといふべきこうした問題点を見落としてはならない。

(2) 司法において違法と判断されてきた勧誘手法の概要

継続的に出捐をさせられている被害については、単に出捐行為の部分だけを切り取って違法性を論じることは相当ではなく、一連の勧誘行為と出捐行為を全体的に見て、一体的・連続的に捉える必要がある。こうした被害の特徴は、たとえば、世界基督教統一神霊協会（現在の法人名は「世界平和統一家庭連合」）に対して元信者が教団の勧誘方法が違法であるとして損害賠償を求めた「青春を返せ」訴訟と呼ばれる裁判において司法により認定されてきた。代表的なものとして、札幌地判平成13年6月29日（以下、「裁判例①」という。）、札幌地判平成24年3月29日（以下、「裁判例②」という。）、札幌地判平成26年3月24日（以下、「裁判例③」という。）がある。これらの訴訟はその名のとおり、個々人の人生は有限であり、かつ不可逆的であるにも関わらず、違法な勧誘によりそのかけがえのない人生の時間を奪われたという被害の実態を踏まえながら、信仰選択の自由を保護法益として捉え、伝道・教化活動の違法性を直接問題とする訴訟である。

特に、以下の裁判例の判示部分では、勧誘方法や経過のみならず、それが勧誘を受けた者の心理状態に与える影響などについて詳細に事実認定及び判断がなされている。

裁判例①「原告らに対する一連の勧誘活動等を見ると、結局、それらは、原告らの財産の収奪と無償の労役の享受及び原告らと同種の被害者となるべき協会の再生産という不当な目的に基づきながら、これを秘匿した上、人の弱みに巧みにつけ込み、宗教教義とは直接の関連のない不安を煽り立て畏怖困惑させながら、信仰に到達し得る段階までは被告協会という宗教団体の教義であることを否定するなどしてこれを明かすことなく、その救いを被告協会の教義に求めるように誘導すべく組織的体系的に教育を施し、その各過程において、入教関係費、各種物品購入費用を出捐させ、また、被告協会の教義であることを明らかにした後は、上記のような目的を知らない原告らをして、宗教教義の名の下に、さらに同様の費用を出捐させたほか、無償の労役の提供をさせたり、新たな協会員獲得のための伝道活動に従事させたものであって、それらは、社会的にみて相当性があると認められる範囲を逸脱した方法及び手段を駆使した、原告らの信仰の自由や財産権等を侵害するおそれのある行為といふべきであって、いずれの原告に対しても、違法性があると判断すべきものである。」

裁判例②「原告らは、献金や物品購入による金銭抛出の不足が信仰の怠りにつながり、救済(先祖、自分自身及び現世の家族の罪の清算)の否定につながるとする教化活動を継続的に受けていたことが明らかである。原告らは、救済の否定という不安や恐怖に煽られ、献金や物品購入の目標額に不足が生じないように、自分自身の貴重な蓄えを取り崩したり、嘘をついて家族の蓄えを取り崩させたり、嘘をついて他人に物品販売をしたり、高利金融業者から金を借りるなどしているのである。」

裁判例③「対象者らは、いずれも被告信者らの組織的体系的な伝道・教化活動によって、初期段階においては、先祖の因縁、霊界の先祖からの働きかけ、自己の罪の遺伝等について恐怖心をあおられる一方で、勧誘先が宗教であり教えられる内容が宗教の教義であることを明かされず、かつ、勧誘を受けていることを第三者に言わないよう言われていたのであるから、教義に疑問を持つ機会や、第三者からの客観的な意見を聴取する機会も奪われたまま、次の教化過程に進まざるを得ない心境にさせられたというべきであって、教義に対する論証・批判の契機を与えられないまま、統一協会の教義を信仰させられるに至ったものであり、対象者である原告らが、統一協会の教義を自由意思に基づいて選択した(帰依した)とは到底認められない。」

いずれの事案にも共通していることは、自ら進んで行ったようにみえる出捐であったとしても、個人の価値判断の基準そのものを不当に変容させる勧誘手法がとられた場合、自由意思に基づいて行った行為とは評価できないということである。これは自主的に信仰を選択しているように見えて、実は自由意思を抑圧された結果、本来の信仰の自由を侵害されたことになることといえる。

3 現行法による解決の限界と問題点

上記の各裁判例では、結論として不法行為に基づく損害賠償請求が認容されているものの、これらはいずれも長期間にわたる勧誘行為等について、膨大な時間と労力によってようやく認定されたものである。このような主張・立証を尽くすことは容易ではなく、そのような意味でも現行法による解決には以下のような限界と問題点がある。

(1) 民法

① 意思表示規定

これまでの被害救済が不法行為法によるところが大きかったのは、現行法下における意思表示(法律行為)の無効・取消の規定が適用できなかったからに他ならない。民法の意思表示に関する規制は、いわゆる意思原理

が基本原則であり、「意思」は、あくまで法律効果に対応した意思に限定して理解される。つまり、意思表示は、意思を形成する過程における事情としての「動機」と、これに導かれて形成される「意思」があり、この「意思」に対応する形で「表示」が構成されるどころ、動機を含めて意思を形成する過程における事情は原則として考慮されない。その基本原則の例外が詐欺・強迫による取消（民法96条）であり、その要件は一般に非常に限定して捉えられている。

また、民法（債権法）改正法（2020年4月1日施行）では、いわゆる動機の錯誤について、これまでの判例法理を踏まえて、動機である事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときは取り消しできる（民法95条）ことが明文化された。しかしながら、被害者の判断基準を不当に変容させて出捐をもたらす被害類型の場合には、そもそも「動機」を形成する前の判断基準そのものが変容させられているために、その判断基準から導き出された「動機」と、その動機から生ずる「意思」と「表示」の間には齟齬は無く（動機＝意思＝表示）、やはり改正法によっても救済することはできない。

すなわち、伝統的な意思表示理論を前提とした規律である現行法下では、動機形成の基礎となる価値判断（判断基準）に関する事情を適切に考慮できないために、いかなる取消事由をもってしても保護の範囲外となってしまう。

② 公序良俗違反

公序良俗違反による無効（民法90条）については、従来、契約の自由が大原則であるという理解が前提とされてきたため、耐えがたい不正義・不道徳がある場合などに限られるというのが一般的な考え方だった。しかも、公序良俗違反は、伝統的には契約内容に関する規制として位置づけられてきたため、契約に至る経緯を理由とする無効の主張は射程とはされてこなかった。その後、契約締結の態様もあわせて考慮する可能性が解釈上、認められるようになったが（たとえば、暴利行為に関する準則）、契約の内容が不当に不利であることに加えて、窮迫・軽率・無経験を利用したことが要件とされることも多く、活用できる範囲はやはり狭いと言わざるを得ない。

また、不法行為を利用する場合の問題点として列挙している後記の問題点は、公序良俗違反を主張する場合にも当てはまる。

③ 不法行為

これまでの裁判例からも明らかなように、問題となる自由意思をゆがめる勧誘手法による被害について、不法行為を適用して違法性を認定している。当連合会としても、今後も裁判などで不法行為法が果たす役割の大きさを否定するものではない。

しかし、不法行為法は、被害者側に立証責任の負担があり、そのため、長期間にわたる被害による証拠の散逸、忘却のリスク、密室状態下における被害による証拠の不十分、証拠の偏在など、立証上の負担を被害者側が負わなければならないことになる。また、それを乗り越えて勝訴したとしても実際に被害救済に至るまでには相当長期間を要する²。被害者の救済及び予防するための手段としてはあまりに不十分である。

(2) 消費者契約法

検討会報告書及び靈感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化の顕在化を受け、2022年12月に、靈感商法等による消費者被害の救済の実効化のため、消費者契約法の一部が改正された。これにより、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又は「その親族」の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは「現在生じ」、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又は「そのような不安を抱いていることに乗じて」、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが「必要不可欠」である旨を告げることにより、困惑し、契約をした場合には取り消すことができることとなった（消費者契約法4条3項8号。「」が改正により加えられた部分。）。

しかし、かかる直近の改正においても個人の価値判断の基準そのものを不当に変容させる勧誘手法が取られて生じる被害を十分に救済することはできない。すなわち、消費者契約法4条3項8号では、改正前より、対象者の「困惑」が要件とされているが、個人の判断基準を不当に変容させて出捐をもたらす被害の場合、個々の出捐時だけを捉えれば、欺罔行為も強迫的な文言も用いられず、出捐者が自発的に出捐しているようにもみえるのであり、実際には「困惑」を認定するには難しい場面が多い可能性がある。そのため、一般の改正により不安の対象範囲が僅かに広がったとしても、自由意思を既に変容されたケースでは被害者の救済制度として、ほとんど役に立たないものと言わざるを得ない。

² 裁判例①は最高裁で確定するまで約16年の年月を要した。先例となる判例が示された後も、裁判例②は約8年、裁判例③も約8年を要している。

また、そもそも現在の消費者契約法の取消規定が抱える根本的な問題がある。すなわち、消費者契約法の取消し条項は、いずれもきわめて個別的な場面を念頭に、要件が作りこまれているために、1つ要件を満たさないと該当性が否定され、かつ、そのような個別規定しか存在せず、受け皿となる一般規定が存在しないために、結局、隙間に落ち込み（しかもその隙間が多い）、取消権が認められないという点である。現4条3項8号についても同様の問題がある。要件の個別性や厳格性といった基本的な条文の枠組みが、多様かつ変化する靈感商法等への適用を阻んでいるのであり、救済手段としては不十分なものとなっている。

(3) 不当寄附勧誘防止法

上記消費者契約法改正とともに、寄附の不当な勧誘による被害の救済、再発防止のため、寄附の適正化の仕組みを構築する不当寄附勧誘防止法も成立した。しかし、同法にも以下のような問題点がある。

まず、不当な勧誘により困惑して寄附の意思表示をした場合の取消しが同法8条により定められたが、「困惑」を要件とする点については、消費者契約法の困惑事例と同様の問題があり、適用が限定され、救済範囲が不十分である。

次に、同法3条において、寄附の勧誘に際しての配慮義務が規定され、同条に違反した場合、同法6条により勧告、公表、報告徴収等の措置がなされるものとされた。しかし、措置の要件は同法6条により「当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるとき」と定められており、極めて要件が厳しく、配慮義務としての実効性にも大きな疑問がある。また、そもそも配慮義務に過ぎないため、民事ルール（取消規定）が定められておらず、これに違反しても寄附は有効とされてしまうので、被害救済に直接結びつかない。被害防止のためには単なる配慮義務では不十分であり、後述するように勧誘についても明確な行為規制を行う必要がある。そして、義務に反した結果、被害が発生することを考えると、違反した場合の民事ルール（取消規定）は不可欠である。

(4) 法改正の必要性

以上のとおり、個人の意思決定の自由が阻害される被害に関して、実効的な救済及び予防のためには、被害実態に即した形でさらなる法改正が必要である。裁判において個別に損害賠償義務を認め得るとしても取り締まりの対象からこぼれ落ちる事例は多々あるといえる。

被害者の判断基準を不当に変容させる被害については、様々な観点での対応策を検討する必要があるものの、まずは実効的な被害の予防及び救済対策の第一歩として、不当寄附勧誘防止法が施行後2年を目途として見直される予定であることに合わせて、同法の改正、及びこれと共に見直されるべき消費者契約法の改正を行うことが必要であり、当連合会の提言を行うものである。

なお、不当寄附勧誘防止法は、規律の対象を法人等又は事業者とし、対象となる寄附は契約に該当するものに加え、債務免除等の単独行為に該当するものを含む。一方で、消費者契約法は、法人の他に個人事業者も規律の対象とし、対象となる寄附は契約に限られ、単独行為は含まれない。このように両法は主体や行為の性質によって適用範囲を別にする。さらに、不当寄附勧誘防止法は、行為規制をも含めるものであり、その点も消費者契約法とは異なる。そのため、靈感商法等の悪質商法による被害を漏れなく防ぐとともに救済するためには、両法の改正が必要であり、それぞれの法の性質及び仕組みに応じて、被害者救済を実現する規定を設けるべきである。

4 提言の必要性

(1) 正体や目的を隠した勧誘の禁止の必要性（意見の趣旨1）

① 正体や目的を隠した勧誘による被害の実態

自由な意思決定を阻害する第一の要素は、正体や目的を隠した勧誘である。被勧誘者は、当初から寄附の勧誘目的であること、またそれに先立つ宗教等の勧誘であることが明らかにされていれば話を聞かないこともでき、また勧誘者の話を批判的に考えることもできる。例えば、宗教にまつわる話も真理（事実）としてではなく、超自然的な話、精神世界の話と整理して聞くなどし、また入信後に求められる寄附や活動があらかじめ明らかにされていれば、それを考慮して話を聞くこと自体を断ることもできる。

しかし、これらの情報が隠匿され、ときには積極的に虚偽の情報が提供されている場合には、話を聞くか否かの判断の前提となる情報自体が歪められているが故に適切に判断することができなくなる。そればかりか、勧誘者が接触してきた真の目的について、被勧誘者は意識的に検証する機会を奪われながら、知らず知らずのうちに、強度の依存状態を作り出す前提となる人間関係が構築されてしまう。この人間関係により、極めて個人的な情報を無防備に相手に渡すよう誘導される一方で、団体側から与えられる情報を受け容れてしまう環境が出来上がってしまう。

こうして情報が歪められた上で、帰属意識も植え付けられていくと、心

理的に断ることが困難となる。そのような状態になったあとで正体が明かされても、植え込まれた情報と出来上がった環境によって、適切な判断をすることはほぼ不可能となり、最終的には信仰として受け容れるようになる。

さらに、寄附の勧誘に際しては、その後の継続的な寄附を求める目的をもってまずは団体への加入を勧誘することも多いことからすれば、団体に加入させる目的と併せて寄附を求めることを明らかにさせる必要がある。すなわち、被勧誘者が勧誘に先立って明らかにすべき事項の範囲を広げ、寄附を求める目的で接触されていることを自覚できなければ、自由な意思に基づく寄附の前提を欠くことになる。

また、寄附の勧誘に先立って、法人等又は事業者への寄附を勧誘する目的（法人等又は事業者並びに法人等又は事業者の関連団体に加入した後に寄附を勧誘する目的を含む。）を隠蔽するなど、寄附される財産の用途について寄附者に誤認させる場合も規制の対象とするべきである。

このように、勧誘主体、勧誘目的、宗教性などを秘匿、隠蔽する正体を隠した勧誘は、勧誘を受けるか拒否するかを判断するための重要な機会を奪うものであり、これを放置することは、憲法上保障される個人の思想良心の自由、信教の自由等に基づく自由な意思決定の阻害を許すものであるから禁止しなければならない。

② 検討会報告書

検討会報告書においても、「寄附の要求等に関する規制については、（中略）正体隠しの伝道等の本人の自由な意思決定の前提を奪うような活動手法やマインドコントロール下において合理的な判断ができない状況が問題となる寄附の要求等への対応も念頭に、より幅広く一般的な禁止規範を規定すべきである。」と指摘し、また「当該禁止行為に違反した場合の効果については、意思表示の取消し・無効、寄附の無効等を規定することが考えられる」として単なる業法としての禁止規定にとどまらず民事効も持たせることも併せて提言している。これまでの裁判例にも裏付けされた重要な提言である。

もっとも、制定された現行の不当寄附勧誘防止法4条3号及び消費者契約法4条3項3号では、寄附や消費者契約の締結について勧誘することを告げずに、個人を任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、その場に同行して勧誘することのみを禁止している。裁判例などからも明らかのように、このように場所や時間を限定してしまうことは、上記

の通り、人の心理を巧みに利用した様々な不当な勧誘を防ぐことができず、被害救済の範囲を狭めてしまうのであり十分ではない。

③ 小括

以上より、不当寄附勧誘防止法及び消費者契約法に、意見の趣旨1項記載の条項を設けるべきである。

(2) 助言の機会を奪うことの禁止の必要性（意見の趣旨2）

① 助言の機会の重要性

自由な意思決定を阻害する第二の要素は、助言の遮断である。公平中立な立場の第三者に相談し助言を受ける機会が遮断されると、与えられた情報を批判的に検討する契機が失われてしまう。自由な意思決定を確保するためには、第三者からの多様で客観的な意見を聴取する機会が奪われてはならない。第三者からの助言を受ける機会が確保されていることは、自由な意思決定を保障するための前提条件として必要不可欠である。

比較法的に見ても「助言」のもつ意義は、次項で指摘する「つけ込み」行為とも大きく関連して重要なものと位置付けられている。すなわち、イギリス判例法には、「つけ込み」行為に関連して「非良心的取引」の取消法理、「過度な影響力の行使」の推定法理があるところ、後者については、「助言」が与えられなかったという事実から、密室的な環境の中で、相手の言うがままに契約内容を評価させられ、自律的思考のないままに契約交渉が進められたことが推認されると捉えられている。ここで重要なのは、相手方が中立かつ適切な「助言」を受けていることの確認が契約の有効性を主張する上で重要な要素とされている点である。ここでの「助言」は、必ずしも専門家によるものでなくてもよく、本人が相手方当事者の影響力から解放されていることが客観的に認められれば足りるとされる。

しかし、いくら形式的には助言が与えられているように見えても、それが中立性や適切さを欠くものであれば影響は除去されておらず、相手方への依存状況は是正されていないとみなされる。さらに、本人が助言の受入れを拒否しているような場合であっても、自己責任の問題としてではなく、むしろそれだけ外部からの影響をうけている証拠と見て、契約の有効性をより慎重に考察しようとする姿勢も見られる。

イギリス判例法においても、様々な背景事情によって他方当事者の影響下に置かれている側が、契約締結をするか否かを判断するにあたって、当事者間に存在する立場の非対称性を濫用される可能性を制御し得るものとして「助言」が想定されている。助言が与えられていなかった場合には

後に契約が取り消される可能性が残る一方で、適切な助言が存在した場合にはその可能性を払拭することができるため、「助言」はまさに契約当事者双方にとって真に自律的な意思決定の確保、すなわち公正性の確保に役立っている。イギリス判例法で用いられている「助言」の意義は、思想良心の自由ないしは信仰の自由を侵害し、不当に判断基準を変容させて出捐行為を誘導する被害においても、そのまま当てはまる。

② 不十分な現行の規定

現行の不当寄附勧誘防止法の4条4号においても、法人等又は事業者は勧誘される個人が第三者に連絡を取ることを妨げてはならない旨の規定を設けている。しかし、これは、①助言を求める場面を「当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所」に限定していること、②助言を求める方法を「電話その他の内閣府令で定める方法」に限定していること、③救済の前提として「当該法人等又は事業者以外の者と連絡する旨の意思を示した」ことを要件としていること、④妨害手段として「威迫する言動を交えて」としていることなど、要件が限定的でかつ厳格であり過ぎる。

例えば、法人等又は事業者が本人に対して、寄附するかしないかの決定にあたっては家族を含め他の人に相談をしてはならないといった趣旨を告げるなど、意図的に本人の自発的な相談を止めさせる心理状態を作出した場合は救済することができず、不十分である。

また、①との関係では、過去の裁判例等を分析すると、個人の判断基準を不当に変容させる行為は、「寄附を行う」という意思決定に誘導することを目的としながらも、時間をかけて、段階的なプロセスを踏ませることによって、最終的に当該個人の判断基準を変容させ、寄附に至らせる場合が多い。そのプロセスでは、当該個人に対する寄附の勧誘が直接的には行われていない場面においても助言を得るべき必要性が高い場合も多い。また、不当に判断基準を変容させられてしまっていると、寄附の勧誘を受けても、既に助言が功を奏しないこともある。そのため、「当該寄附の勧誘を受けている場所」に限定するのでは、こうした一連の行為を必ずしも適切に捉えることができず、被害救済との関係では狭きに失する。また、②についても、本来、意思決定の過程において当事者以外の第三者から助言を受ける重要性に鑑みれば、その連絡手段を内閣府令によって指定された方法に限定する合理性はなく、いかなる手段であれ助言を求めることを遮断することは許されないはずである。さらに、③についても助言の重要性に鑑みれば「連絡をする旨の意思表示をした場合」に限定する理由はなく、当該個

人の意思表示の有無に関わらず、助言を求める機会を遮断することは許されない。加えて、④についても助言の遮断の方法は、相談をすれば不幸になる、効果が無くなるなど、不安を煽ったり、期待を持たせたりする方法による場合があり、威迫による場合には限定されないことから、この点も狭きに失する。

③ 小括

以上より、「助言」を遮断する行為を防止するため、不当寄附勧誘防止法及び消費者契約法に、意見の趣旨2項記載の規定を設けるべきである。

(3) 寄附の勧誘を受ける個人が合理的に判断することができない事情があることを利用するなどの不当勧誘の禁止（「つけ込み型不当勧誘」の禁止）の必要性（意見の趣旨3）

① つけ込みによる被害の実態

自由な意思決定を阻害する第三の要素は、寄附の勧誘を受ける個人が合理的に判断することができない事情があることを不当に利用した勧誘である。これまで「つけ込み型不当勧誘」として議論されてきた点である。人は、弱み、不安、恐怖、心配事、願望など脆弱な点につけ込まれると、必ずしも知識、経験、判断力に不足がない者であっても合理的な判断ができない状態となりうる。こうした状況が不当に利用され、心理的依存関係や共依存関係等が形成されて、これらの関係性が作用すると、運が開ける、先祖因縁が解決すると言われるままに物品購入や寄附などもするようになる。罪の意識を持たせて新たな弱みや願望を生じさせられて、その唯一の救いの道として示されれば、教祖や教義に従うようにもなる。その状態が維持されることで、継続的な寄附をするようにもなる。このように、人の脆弱性につけ込む形でなされた不当な勧誘行為がなされると、自己の利益を確保するための防御能力や判断能力が十分に働かないままに不当な出捐を無批判に行うよう誘導されていくことになる。すなわち、判断基準を不当に変容させて出捐を導く被害は、つけ込み型の典型例というべきものである。

② 消費者契約法改正の議論

いわゆる悪徳商法の防止のために、つけ込み型の一般規定が必要であるとして、過去に消費者契約法改正に向けて消費者庁が実施してきた各種専

門検討会等でも、再三にわたり指摘されてきたところである³。これらの検討会では、実際、多くの消費者には、事業者との間に情報の質の格差、情報の量の格差、交渉力の格差があるだけでなく、判断能力の減退や思考の混乱などが原因となって契約内容を十分に理解できない状況となったり、特殊な人間関係が原因となって契約の要不要を自由に判断できない状況となったりすることがあり、それを事業者に利用されてしまうリスクも存在しているとする。事業者側がこうしたいいわゆる消費者側の脆弱な状況につけ込み、相手を意のままにできる状況を濫用して契約に引き込むといった手法を禁止すべきということが議論されてきた。この点は、靈感商法等においても悪徳商法と論点は同じである。

また、消費者契約法4条各号の規定は、要件が厳格に過ぎるため、かえってつけ込み行為やつけ込む環境づくりを許す結果となってしまっている面があることも否定できないとも指摘されてきた。

当連合会も、従前より、つけ込み型不当勧誘に対応できる一般規定の導入を求めてきた（2014年7月17日付「消費者契約法日弁連改正試案（2014年版）」）ところである。すなわち、被害者の判断基準を不当に変容させる被害への対策を考えた場合に、従来のような、極めて個別的な場面を念頭に置き、要件レベルまで厳格に作りこんだ類型的な規定を設けることでは、1つでも要件を満たさないと利用できないため、結局、被害救済にも予防にも役に立たないこととなる。類型から外れた場合には規制の隙間に落ち込んでしまう（しかもその隙間が多い）という不毛な状況は、もはや解消されるべきである。

③ 検討会報告書

消費者庁の「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」においてもこのような問題があることは議論がなされた。検討会報告書においても「いわゆるつけ込み型の不当勧誘に対する取消権については、これまでも包括的な救済条項として消費者契約法の取消権の対象とすることが必要であるとの指摘がなされているところ、マインドコントロール下にあって合理的な判断ができない状況が問題となる靈感商法等に対応できるものとして法制化に向けた検討を早急に行うべきである。」、寄附の要求等に関する規制

³ 内閣府消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」の報告（2013年8月）、内閣府消費者委員会・消費者契約法専門調査会、消費者契約法専門調査会報告書（2015年12月、2017年8月）、消費者庁・消費者契約に関する検討会報告書（2021年9月）、消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会における議論の整理（2023年7月）など。

については、「正体や目的を隠した伝道等の本人の自由な意思決定の前提を奪うような活動手法やマインドコントロール下にあつて合理的な判断ができない状況が問題となる寄附の要求等への対応も念頭に、より幅広く一般的な禁止規範を規定すべきである」との提言がなされている。

④ 実効性の確保（推定規定の必要性）

一般的な禁止規定があつたとしても、実際に被害者を救済するためには、公平の観点から、立証の困難性を解消する必要がある。すなわち、当該寄附の金額と、これを出捐した個人の生活状況や資産状況等とを照らし合わせると、個人又はその配偶者若しくは当該個人が扶養義務を負う親族の生活の維持を困難にするなど寄附の額が個人の実情に見合わない寄附をしている場合は当該出捐行為自体が不合理であると考えるのが自然であり、当該出捐行為によって利益を受ける法人等又は事業者は、寄附を行った個人に対し著しく過大な不利益を与えたものと評価できる。その場合には法人等又は事業者によるつけ込みがあつたと推定し、立証責任の転換をはかるべきである。これは宗教団体に対する寄附であつても異なる。宗教ゆえに多額の寄附が当然に許されるものではなく、真に自由な意思に基づいてなされたことが反証できた場合のみその正当性が認められる。

検討会報告書においても、「当該禁止規範に違反した場合の効果については、意思表示の取消し・無効、寄附の無効等を規定することが考えられるが、本人及び家族による主張の実効性の確保の観点も踏まえつつ、法制化に向けた検討を行うべきである。」として、つけ込み型の一般規定の法制化に加えて実効性の確保に向けても言及がなされている。

⑤ 小括

以上より、つけ込み型不当勧誘を禁止するため、不当寄附勧誘防止法及び消費者契約法に、意見の趣旨3記載の規定を設けるべきである。

(4) 各裁判例による指摘

以上の各提言に関しては、既に挙げた各裁判例において、不法行為を認定するにあつての重要な違法要素として指摘されている。これらの勧誘行為を禁止することは裁判実務とも整合するうえ、被害防止にも資するものである⁴。

⁴ 本文掲示のほか他に他団体の参考裁判例として、法の華三法行（福岡地判平成12年4月28日、東京地判平成12年12月25日）、泰道（宝珠宗宝珠会）（長崎地判平成13年6月27日、福岡地判平成14年9月11日）、ホームオブハート（東京地判平成19年2月26日）、幸運乃光（東京地判平成23年8月22日）などがある。

① 裁判例①について

「宗教教義の勧誘であることを厳に秘匿して行う友人からの電話のほか、街頭アンケートや各戸訪問における手相、占い、姓名判断などでの反応を契機として、人生相談や各種占い、あるいは生涯学習、カルチャーセンターの名のもとに、被告協会の教義を伝道する目的で設置されたと認めべきビデオセンターへと言葉巧みに導き、そこにおいても宗教教義の伝道活動であることを悟られないように各種教養・娯楽ビデオを混入させつつ、被告協会の教義に関心を持たせるように、また、その教義を正当として受け容れやすいような被告協会の教義に関するビデオを視聴させたうえで、さらなる学習意欲や好奇心をかきたてる。」（意見の趣旨1に関連して）

「プログラム内容について外部の親子や夫婦に話をしないように言葉巧みに指導していたのであるが、これは、勧誘に当たっての欺罔的手段を弄したものとわざるを得ない。」（意見の趣旨2に関連して）

「その悩みや弱点、本人や家族先祖の病歴や不幸な歴史、さらには心情解放展と称して本人が過去に抱いた罪障感を巧みに告白させ、探索したうえで、被告教会の教義とは直接の関連のない手相、姓名判断や家系図等を用いた根拠も疑わしい因縁話などにより、その心理的弱みを巧妙に突いてその不安を煽るなどして畏怖困惑させ、宗教的救いを希求する心情をかきたてて、被告協会の教義の学習の浸透を図ってきた。また、これらの過程で、相手方の信頼ないし無防備に乗り、様々な機会を利用してその資産や収入を把握しつつ、財産などの経済的物質的利益に執着する卑しさを強調して、陰に陽に献金の慫慂をし、あるいは物品の販売をしてきた。」（意見の趣旨3に関連して）

② 裁判例②について

「統一協会の伝道活動は、原告ら及びその他の受講生が、原罪や霊界・因縁という害悪が実在するとして信じて疑わない状態になるまで、伝道の宗教性を完全に秘匿することに大きな特徴がある。」「宗教性を明らかにした時点においてさえ、上記のような宗教的実践が求められることが秘匿されている。」「特異な宗教的実践（自分の人生と財産を差し出し、経済活動に従事すること）が要求されると予め分かっていたなら、多くの人、その信仰を得ることに疑いを抱くであろうし、伝道は功を奏さないことが多いと思われる。逆にいうと、できるだけ多くの人に特異な宗教的実践をさせようとするれば、その内容は、後戻りできない状態の信仰が植え付けら

れた段階まで秘匿する必要がある。統一協会の信者が行う伝道・教化活動は、信仰を得ることによる内面的救済が主目的ではなく、できるだけ多くの人に特異な宗教的実践をさせることが主目的となっているが故に、その内容が秘匿されるものと解される。このことは、宗教性の秘匿と同様、あるいはそれ以上に、不公正である。」（意見の趣旨1に関連して）

「原告らについては、家族が脱会を説得するのではないかと危惧された結果、周囲の信者は、原告らと家族との交流を遮断するため、原告らに身を隠させ、「対策」と称して、家族が原告らに接触できないようにした。」

「統一協会が求める宗教的実践は、人生と財産を差し出し、経済活動に従事するという非常に特異なものである。何の拘束もなければ、隷属を嫌う人間の本質からみて、普通の人には、このような宗教的実践に疑問を感じ、それから逃れようとするはずである。それが分かっているから、統一協会においては、信者が特異な宗教的実践から逃れようとするのを阻止するため、教化活動において、心理的及び物理的に社会から信者を隔離しようとするものと考えざるをえない。」「統一協会の信者は、教化活動の様々な場面において、原告らに対し、心理的に、家族や友人・知人との接触を怖れるよう仕向け、必要とあれば「対策」と称して、物理的にも、家族や友人・知人との接触を妨げ、原告らが信者以外の者と感情を共有することを禁じている。」「心理的に家族との接触を怖れるよう仕向ける方法は、恐怖心を利用したものである。原告らは、先祖の因縁を清算する使命があり、その使命を果たさなければ先祖も現世の家族も苦しみ続けると教えられるが、現世の家族はサタンとつながっている(サタンの支配下にある)ため原告らを棄教させようと企てていると教えられるから、結局、家族との交流を保って棄教させられると使命が果たせず、先祖も現世の家族も苦しみ続けるとの恐怖心が生じ、家族との健全な交流が断絶させられる結果、情緒の形成が歪められ、信仰を持ち続けるように仕向けられるのである。」（意見の趣旨2に関連して）

「一連の伝道活動は、宗教性を秘匿しながら、手相、家系図、姓名判断などの運勢鑑定を用いたり、霊界や因縁を語って恐怖心を煽ることをも厭わないで、原罪や霊界・因縁が実在する害悪であると信じ込ませる手法で行われている。」（裁判例②の控訴審札幌高判平成25年10月31日を踏まえ一部修正）、「統一協会の宗教的実践とは、多額の集金が信仰の証しであるとされ、自分自身も経済的収奪を受ける組織体系に組み込まれることを意味するが、原告らは、そのような組織体系に組み入れられることを全

く知らされないで信仰を植え付けられ、そのような組織体系に組み入れられることを拒絶することができなかった」（意見の趣旨3に関連して）

③ 裁判例③について

「勧誘の初期段階においては、対象者に対し、当該勧誘行為が宗教団体の活動であることを秘匿し、教化過程において学ぶ内容は宗教の教義ではなく真理である旨告げ、特定の宗教教義に関する伝道ではないかと尋ねられてもなお、これを否定したりはぐらかしたりする」「原告は、いずれも、勧誘先が実際には被告であることを知らされないまま、被告の教義を学習する場に誘い込まれ（中略）入教関係費、献金、物品購入費等を支出させられた」（意見の趣旨1に関連して）

5 今後検討すべき課題

本意見書は、不当寄附勧誘防止法の2年後見直し及び合わせて行われるべき消費者契約法の改正を視野に入れ、喫緊に対応すべき課題に絞って提言した。もっとも、被害者の判断基準を不当に変容させる被害の実態を念頭に置かならば、将来の課題は多い。以下、今後検討するべき課題を5点のみ指摘する。

(1) 民法理論の再構築（意思表示、公序良俗違反）について

本意見書が指摘する被害者の判断基準を不当に変容させる被害は、自由な意思決定の侵害に関する問題である。

しかるに、伝統的な意思表示理論では、動機形成の前提となる過程を考慮できないため救済が極めて難しい。自由な意思決定が侵害されたにもかかわらず、意思表示が外形上あったことで救済ができない矛盾にどう対応していくか、実際の被害に対応できる法体系への再構築や公序良俗違反の規定や解釈のあり方についても、検討していくべきである。

(2) 寄附に伴う受取証書等の発行について

一般社会において、一方が他方から金銭等を受領する際には、弁済時に受取証書の交付請求をされた場合（民法486条）に限らず、領収証等を発行するのは、いわば当然のことである。しかしながら、寄附や献金の場合、領収証等を発行しない場合も多い。そのため、寄附行為を取り消す場面において、事実関係を立証できず、被害救済の障害になっている。そこで、法人等又は事業者は、一定金額以上の寄附を受けたときには、その寄附を提供した個人に対して、直ちに、法人等又は事業者の名称、寄附を受領した日、寄附の金額、寄附をした個人の氏名を記載した寄附の受領を証する文書ないしは電磁的記録を発行しなければならないなどの規定を設けるべきである。

(3) 家族等第三者が本人に代わって取消権等を行使できる制度について

法人等又は事業者によって不当に判断基準を変容させられた者は、自己及び自己の管理する財産に著しい損害を生じさせるおそれがある。しかし、当事者である本人は、当該法人等又は事業者の影響下にある限り、自らその損害を回避したり、当該法人等又は事業者に対して損害賠償請求をしたりすることができない。こうした状況下にあつては、自らの権利を適切に守ることが期待できない。財産管理等においては本人の自由な意思決定が最大限尊重され、また意思決定支援を尽くすべきことは当然であるが、自由な意思決定の前提を欠いていると客観的に判断でき、かつ本人の保護のために特に必要であると認められた場合には、本人の意思決定の尊重にも配慮した適正な手続を構築した上で、例外的に本人以外の第三者が取消権や損害賠償請求権を行使できる制度の検討も必要である。

(4) 被扶養者等を保護するための債権者代位制度について

不当寄附勧誘防止法は、10条において、扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例を定めている。

しかし、当該特例の意義は、被保全債権の期限が到来することを要しないとすることにあるところ、その他の要件（債務者の無資力など）を充たすことが厳しい状況においては、本法により救済はできないことになる。債権者代位権の特例を実効性あるものにするためには、取消範囲の拡張や無資力要件の撤廃など更なる要件緩和の検討が必要である。

また、未成年者の権利行使については、親権者による適切な親権の行使が期待できない場合には、親権の停止、未成年後見人の選任、親権者と子との利益が相反するときの特別代理人の選任といった各種手続が必要となるが、これらは未成年者にとって容易ではない。未成年者に対する適切な法的・経済的支援、相談体制の整備が不可欠である。

(5) 宗教団体と宗教法人

宗教法人法は、宗教団体に法律上の能力を与えることで、法人としての財産を所有・維持運用し、その他目的達成のための業務及び事業を運営することを可能としている。いうまでもなく、宗教団体の活動を実効的なものにし、憲法で保障された信教の自由を保障するためである。

しかしながら、本意見書で述べたように宗教団体が個人の思想良心や信教の自由を侵害するという例が後を絶たないのも事実である。保護者が信仰する宗教の影響を様々な面で受ける宗教等二世の問題も深刻であり、宗教団体の責任は重い。

そのような宗教団体に対する監督を現行法で十分に行い得るかについては、

改めて検討する必要がある。検討会報告書においても、宗教法人法上の報告徴収及び質問権限の行使の運用に関する指摘がなされているところである。また、解散権の行使についても規定されているところ、解散命令請求された場合の財産保全の規定がないなど、被害者救済の点では課題があると言わざるを得ない。

そもそも、本意見書において提言した不当寄附勧誘防止法と消費者契約法の改正論議は、勧誘者が宗教団体に限られているわけではない。しかし取り上げた裁判例で分かるように個人の意思決定がゆがめられる場面が、信教の自由にかかわって顕著に顕在化することは認識しておく必要がある。宗教団体や宗教法人にも固有の信教の自由が認められるとしても、その活動により、個人の信教の自由や思想良心の自由を侵害することは決して許されない。真の信教の自由を守るために何が求められているのか、今回の靈感商法等の一連の問題をきっかけに検証していくことが求められている。

以上